

「県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例」案について

1 趣旨

これまで、道路は車の流れをスムーズにすることを主な目的として造られてきましたが、近年、バイパスの整備により車の通行量が減少する道路があるなど、車優先ではなく、人を中心とした快適な生活空間の一部として有効活用できるのではないかと、との考え方が広まってきたといわれています。

このため、国では、令和2年5月に道路法を改正（同年11月施行）し、賑わいのある道路空間を構築するための「歩行者利便増進道路」を創設するとともに、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間を整備するために、「歩行者利便増進道路」の構造の基準を定めたところです。

県でも、これを受けて、県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案を作成しました。

2 県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

(1) 方針

本県では、独自の規定を設けず、政令（道路構造令）と同一の規定とすることを考えています。

(2) 内容

ア 歩行者利便増進道路に設ける部分

歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

イ 歩行者利便増進施設等を設置する場所

前記アに規定する部分には、歩行者利便増進施設等（景観形成広告塔、標識、食事施設、自転車駐車器具、イベント施設等）の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

ウ 道路移動等円滑化基準（バリアフリー化基準）への適合

歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

3 今後のスケジュール（予定）

公布及び施行 令和3年7月上旬